

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

安城市長 三星元人

安城市規則第36号

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年安城市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3の5の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。